

(学校運営協議会・報告様式)

令和3年度 第3回 鈴西小学校 学校運営協議会 実施報告書

1 日 時 令和3年10月12日(火) 10:00~11:00

2 場 所 多目的ホール

3 あいさつ (委員長, 学校長)

4 協議内容

(1) 教育活動の状況について

ア 9月の教育活動の状況について学校だよりを使いながら学校長が説明

イ 協議内容

特に意見なし

(2) 全国学力学習状況調査について

ア 結果を提示し説明

- ・ 国語, 算数とも全国の正答数を上回っている。また, 無回答率は低く, 最後まであきらめずに考え, 解答を書くことができています。
- ・ 国語は読むこと, 算数はデータの活用の部分が弱み。
- ・ 児童質問紙の回答からは, 前向きで肯定的な生活態度が見られ, 学校生活も充実していることがうかがえる。一方で家での学習時間が「30分未満」の児童が16%, 読書の時間が「10分未満」の児童が25%, ゲームを4時間以上行う児童が20%程度いることが分かった。
- ・ 今後は, 結果を踏まえ, 教員ともども分析し, 弱みの克服に向け取組を進めていく。

イ 協議内容 (○: 委員の発言 ▲: 回答等)

○	授業以外での勉強時間は宿題をやる時間も含んでいるのか?
▲	含んでいます。宿題も含めて家でどれだけ勉強しているかという質問になります。
○	学童では, 遊びや活動だけでなく, 宿題をやったりする時間もあるのか? また, その時間は家庭学習に含んでいるのか?
▲	学童では宿題をする時間も確保されているようだ。ただし, 学年が上がるにつれ, 学童に行っている児童は少なくなっていく, 6年生を含む高学年の児童はそもそも学童に行っている児童はほぼいない。
▲	本校は児童数が少ないため, 1人のパーセントに占める割合が大きい。1人でも4%になる。
○	孫は社会体育の団体にに入っていて帰りが遅い。でも, 休みを利用して自分で考えて勉強しているようだ。

▲	社会体育をやっている子などは上手に切り替えて自分なりに考えて勉強している。中学校の部活動をやっている子も同じ。できていればいい。
○	成績表を自分で見せに来るが、小学生の段階では（成績について）あまり触れないようにしている。自分で責任もってやってくれたらいい。

## 5 連絡・その他

### ○ 二学期の行事について

- ・ 運動会については、コロナ禍のため、昨年と同様に学年部による分散開催とした。

昨年度指摘があった、参観者については、同居の保護者と県内の祖父母に限定したが、昨年度より範囲を広げて分かりやすく表現した。

昨年度は学年部ごとに開会式・閉会式を3回行っていたが、オンラインで行うことにして1回で済ませることにした。

- ・ 「森のまつり」についてもコロナ禍のため昨年同様、たてわり班活動と豚汁塩むすびの昼食のみの実施とした。

### ○ 第4回（合同）運営協議会について

- ・ 日時は決まっているが、詳細については未定と連絡を受けている。詳細が決まったら連絡する。

昨年度は、委員長と複数の委員のみだったが、そのことも含め分かる形で連絡をする。

### ○ 第5回運営協議会について

通知文を添付しました。12月23日10:00からお願いします。

## 6 教育支援課 杉谷先生より

- オンライン授業はスムーズにできた学校が多かった。仕事を休んで子どもについてもらっていた保護者もおみえになったようだ。

- 子どもの飲み込みははやい。

先生は、授業研究や準備が大変であったとともに対面での授業でずっとやってきているので画面では児童の反応が分かりにくいよう。また、先生方は基本操作について、簡単なことが分からなく困って。若い先生は飲み込みが早かった。

- 不登校の児童にはオンライン授業が好評で、もっと続けてほしいという要望があり、学校での授業をカメラで写してもらい、その様子をオンラインで見て家で授業を受けている児童もいる。

- オンラインでの授業についてもうまくやれば効果がある。今後授業技術について研究するとよい。

- 学力学習状況調査については、「家庭学習の時間が短い」「読書時間が短い」は鈴鹿市の10年来の傾向であり課題でもある。指導を続けていかなければいけないところである。

## 7 情報交換・その他

### ア 情報交換

○	読書の話が出たが、学校に家から本を持っていってもいいのか？子どもが持っていってはいけないことになっていると言っていたが？
---	--

▲	<p>そのような話は聞いていないので思い違いをしているのかもしれない。</p>
○	<p>下大久保地区の田んぼのあぜ道からはみ出した雑草をさけるために道の真中を通ったり、広がって歩いていると聞く。危ないので刈ってもらいたいと保護者らから訴えを聞く。</p> <p>当然田んぼの所有者が刈るのが原則で、自治会でも訴えがあると所有者に依頼に行く。</p> <p>現状は、所有者が離農し、農業法人クマダに委託しているところが6割ある。農業法人クマダに依頼するが、農業法人クマダも委託を受けている先が東は石薬師から西は岸田までである。西から作業をしていくと東の依頼が終わるまでに西の雑草が生い茂る状態になっている。</p> <p>今年度は、依頼があり、対応したが、通学路の雑草について、今後どんな対応をすべきか検討願いたい。</p>
▲	<p>道に生えている雑草なら道路管理者に言えばいいが、田んぼの畔となると私有地のため所有者にお願いするしかない。自治会からお願いしていただくとともに学校からお願いするしかないのかと。なかなか難しい問題。</p>